

公布された規則のあらまし

◇大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則

1 改正の理由

大麻取締法等の改正に伴い、大麻取締法施行細則の全部を改正しました。

2 改正の内容

- (1) 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則」としました。（題名関係）
- (2) 免許証の様式等について定めました。（第2条、様式第1号～様式第8号関係）
- (3) 書類の提出部数について定めました。（第3条関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年12月12日から施行することとしました。